

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）5月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「31,174円」を「25,979円」に改め、同条第3項中「第1項及び前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 令第39条第6項の規定による保険料の減額賦課に係る第1項第2号に掲げる者の令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,834円とする。
- 4 令第39条第7項の規定による保険料の減額賦課に係る第1項第3号に掲げる者の令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、50,225円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得層に係る介護保険料の軽減措置を拡充するため、本案を提出する。